

季刊

# 労働おきなわ

2017 Autumn

No.139



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル  
☎0120-610-223

# 労働おきなわ

2017 Autumn No.139

## 目次

### ◆ RELAY ESSAY

総務省沖縄総合通信事務所長 久恒 達宏 ..... 1

### ◆ NEWS

・第12回若年者ものづくり競技大会結果 ..... 2

・県立具志川職業能力開発校の紹介 ..... 3

### ◆ INFORMATION

・ワーク・ライフ・バランス一般向けセミナー(参加費無料)のご案内 ..... 4

・ワーク・ライフ・バランス経営者向けセミナー(参加費無料)のご案内 ..... 5

・ワーク・ライフ・バランス導入支援 専門家派遣(派遣料無料)  
のご案内 ..... 6

・中小企業退職金共済制度(中退共)のご案内 ..... 7

・パワーハラスメント対策支援セミナー(参加費無料)のご案内 ..... 8

・治療と仕事の両立支援の案内板について ..... 9

・はじまります、「無期転換ルール」 ..... 11

・ご存じですか?「ユースエール認定制度」 ..... 13

・11月の労働保険適用促進強化期間について ..... 15

・～36協定の締結・届出～のポイントについて ..... 16

・事業主の皆さまへ(ハローワークからのお知らせ) ..... 17

◆ 労働委員会だより ..... 18

◆ 労働相談 ..... 19

◆ 労働経済指標 ..... 20



## 表紙の写真

### ◀ 沖縄産業まつり

沖縄企業の振興と地域経済の活性化を目的とした商工会地域の「むらおこし事業」等による開発品を中心にとり揃えた年に一度だけの展示即売会。地域の特性や素材を活かしたバラエティー豊かな特産品が出品されます。その出展商品の中から「品質・デザイン・アイデア」が特に優れている商品の特産品コンテストの受賞商品として表彰も行います。



## 『働く、が変わる』テレワーク

総務省沖縄総合通信事務所長  
久 恒 達 宏

情報通信技術（ICT）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークは、育児中の方やシニアの方などのライフステージにあわせて、また身体障がい、あるいはケガなどにより通勤が困難な方々などが自宅や地域でライフスタイルに合った働き方を可能とするものです。働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務）などがあり、「一億総活躍社会の実現」や「地方創生」に寄与し、「働き方改革」にも有効な手段として期待されています。

今年、2020年東京オリンピックの開会式にあたる7月24日を「テレワーク・デイ」（「働く、を変える日」）と位置づけ、総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・内閣官房・内閣府が、東京都及び経済界と連携して行う、働き方改革の国民運動として、全国の企業・団体等に当日のテレワーク実施を呼びかけ、交通機関や道路が混雑する始業から10時半までの間、一斉にテレワークを実施します。スコミでも大きく取り上げられたところであり、

テレワークの企業導入率は、2014年は11.5%、2015年は16.2%であり、増加傾向にあるものの、政府としては、2020年に34.5%の目標を掲げており、まだまだ積極的な推進が必要なところでは、

総務省では、テレワークの推進支援策として、セミナーの他、テレワークの導入を検討している企業に専門家を派遣するテレワークマネージャー派遣事業、テレワークを推進する担い手を育成する事業、テレワーク先進企業の表彰なども実施しています。

さらに、地方創生の観点からテレワークにより、都市部から地方への企業や雇用、人の流れを新たに作り出す「ふるさとテレワーク」にも取り組んでいます。

沖縄県内においては、竹富町が一昨年度に「ふるさとテレワーク」事業を実施されましたが、これを

きっかけにして実際に県外からの移住者を獲得され、引き続き竹富町自身の施策として「竹富町移住応援プロジェクト」を推進されております。

また、宮古島市においても、伊良部大橋の開通により伊良部島へのフェリーがなくなったことから、そのフェリーターミナルを県外企業のサテライトオフィスとして利用開始されております。

本島においては人口増加が続いているものの、離島においてはその傾向が若干見られにくいところであり、一方で、非常に美しい自然や島々に住む人々のやさしさがあふれていることから、総務省では、テレワークによる移住・定住や雇用の創出に向けた「ふるさとテレワーク」を推進していきたいと思っております。

総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省の4省庁では、11月を「テレワーク」を強力に推進する「テレワーク月間」に設定し、「働き方改革」の運動を展開します。

沖縄でも昨年に引き続き、今年、10月13日に沖縄県との共催により沖縄県自治研修所（那覇市）でテレワークセミナーを開催することとしております。

テレワーク全般の動向、情報通信技術面や労務管理上の留意点についてご説明するとともに、すでにテレワークを導入している企業での事例をご紹介します。

沖縄県内でテレワークがより一層導入され、テレワークによる様々な課題の解決や新たな雇用の創出を期待します。

### 総務省 働き方改革セミナー in 沖縄 ～『働く、が変わる』テレワーク～

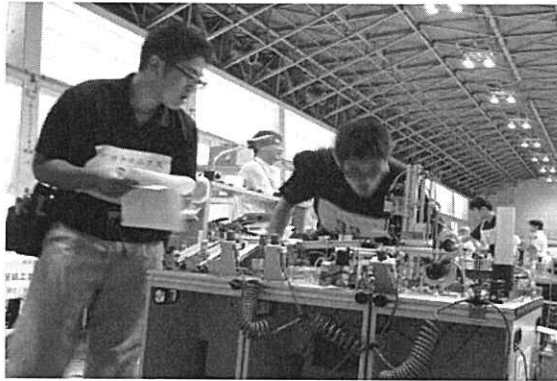
平成29年10月13日（金） 13:00-17:00  
会場：沖縄県男女共同参画センター《ているる》  
沖縄県自治研修所 8階 特別研修室  
（沖縄県那覇市西3-11-1）

申込みはこちらから  
<http://teleworkkakudai.jp/seminar/2017/okinawa.htm>

## 第12回若年者ものづくり競技大会結果

技能習得中の若年者がものづくり技能を競う「第12回若年者ものづくり競技大会」が、8月3日、4日に愛知県で開催され、全国から15職種に443人が参加しました。

沖縄県からは、10職種に20名が参加し、銀賞1名、敢闘賞4名の計3職種5名が入賞しました。



メカトロニクス競技の様子



競技会場の様子（吹上ホール）

沖縄県選手の入賞者（3職種5名）

職種	氏名	所属	入賞
メカトロニクス	青柳 僚真	沖縄県立沖縄工業高等学校	敢闘賞
	浦崎 裕生		
旋盤	浦崎 博紀	沖縄職業能力開発大学校	敢闘賞
フライス盤	津覇 文也	沖縄職業能力開発大学校	銀賞
	玉城 航	沖縄県立那覇工業高等学校	敢闘賞

第12回若年者ものづくり競技大会の概要

主催	厚生労働省、中央職業能力開発協会
日程	平成29年8月3日～8月4日（一部競技は7月30日から実施）
会場	名古屋市中企業振興会館（吹上ホール）、愛知県立名古屋高等技術専門校、ポリテクセンター中部、ポリテクセンター名古屋港
参加資格	企業等に就職していない、職業能力開発施設及び工業高等学校等に所属する原則20歳以下の若年者
競技職種	①メカトロニクス ②機械製図（CAD） ③旋盤 ④フライス盤 ⑤電子回路組立て ⑥電気工事 ⑦木材加工 ⑧建築大工 ⑨自動車整備 ⑩ITネットワークシステム管理 ⑪ウェブデザイン ⑫オフィスソフトウェア・ソリューション ⑬グラフィックデザイン ⑭ロボットソフト組込み ⑮造園

## 具志川職業能力開発校の紹介



沖縄県立具志川職業能力開発校  
情報システム科 久高 司

具志川職業能力開発校では、求職者の方・新規学卒者・障がい者の方が就職へ向けて職業訓練を受講しています。私の担当する情報システム科では、IT業界で就職を希望する方へシステム開発や保守等を担うプログラマーやシステムエンジニア等のITエンジニアになるための職業訓練をおこなっています。

情報システム科に入校する訓練生は、離転職者（求職者）の方が多く、授業では幅広い年齢層の訓練生に分かり易く丁寧に説明することを心がけています。訓練生が指導内容を理解し納得した表情を見せたときや、就職に関連する資格を取得したり、希望企業への就職内定が決まる様子を見ていると「この仕事をしてよかった」と充実感があります。

具志川職業能力開発校は平成30年4月から自動車整備科に加え、メディア・アート科、電気システム科、情報システム科の3科が普通課程（2年制）へ移行し、新規学卒者や若年者を対象とする、より充実した高度な訓練を行うことで、各業界において即戦力となる人材育成に取り組んでいます。

最近、女性の技術者が増えていますが、本校の各科訓練生にも技術習得に意欲を持った女性が訓練を受けています。情報システム科では、20名の定員に対して約半数、女生徒が在籍しており、プログラムの知識・技術を習得し、IT業界で活躍することを目指して日々がんばっています。

IT業界は技術革新が早いので、技術習得意欲の高い訓練生への指導のため、日々新しい技術の情報収集をし、私自身も指導力向上を目指しています。そして、素晴らしい先輩方、企業の皆様のご指導ご鞭撻を受け、技術指導のプロフェッショナルの一員として、訓練生からは「学べて良かった」、就職先から「具志川職業能力開発校から採用して良かった」と言われるよう、日々精進を重ね、邁進していきます。



沖縄県

一般向けセミナー

ライフネット生命保険株式会社 創業者

# 出口治明氏による ワーク・ライフ・バランスセミナー

人生100年時代 ~これからの働き方から生き方を考える~

平成29年 **10月21日** 土会場 **パシフィックホテル沖縄 (那覇市)**時間 **13:30~15:30 (開場12:45)**参加費  
無料

最近、「働き方改革」の講演で  
引っ張りだこの出口氏が沖縄に!!

**プロフィール** **出口治明** (でぐちはるあき)

1948年三重県生まれ。京都大学を卒業後、1972年に日本生命保険相互会社に入社。企画部や財務企画部にて経営企画を担当するとともに、生命保険協会の初代財務企画専門委員長として、金融制度改革・保険業法の改正に従事。ロンドン現地法人社長、国際業務部長などを経て、同社を退職。2006年に生命保険準備会社を設立し、代表取締役社長に就任。2008年の生命保険業免許取得に伴い、ライフネット生命保険株式会社を開業。2013年に代表取締役会長就任。2017年6月から創業者として、ライフネット生命の広報活動・若手育成に従事。

主な著書に、「生命保険入門 新版」(岩波書店)、「直球勝負の会社」(ダイヤモンド社)、「生命保険とのつき合い方」(岩波新書)、「『働き方』の教科書」(新潮社)、「人生を面白くする 本物の教養」(幻冬舎新書)、「働く君に伝えたい「お金」の教養」(ポプラ社)、「世界史の10人」(文藝春秋)、「『全世界史』講義I・II」(新潮社)など。



主催：沖縄県 (商工労働部 労働政策課)

企画運営：(株) Life is Love・(株) シェアードミックス

問合わせ：ワーク・ライフ・バランス事務局 (株) シェアードミックス内

TEL 080-3979-7739 FAX 098-988-9099

参加申込：セミナーの参加申込に関しましては、裏面をご覧ください。



経営者向けセミナー

# 働き方改革でワーク・ライフ・バランスの実現を！そして労働力の確保を！

計5回

## ① 企業経営者・担当者向けセミナー

参加費無料

- |      |          |                            |                     |
|------|----------|----------------------------|---------------------|
| 宮古   | 9月20日 水  | 時間 14:00~16:00 (受付開始13:30) | 会場 宮古合同庁舎 2階会議室     |
| 石垣   | 9月28日 木  | 時間 14:00~16:00 (受付開始13:30) | 会場 八重山合同庁舎 大会議室     |
| 中部   | 10月12日 木 | 時間 14:00~16:00 (受付開始13:30) | 会場 沖縄市男女共同参画センター    |
| 本島南部 | 10月18日 水 | 時間 14:00~16:00 (受付開始13:30) | 会場 沖縄産業支援センター       |
| 北部   | 11月8日 水  | 時間 14:00~16:00 (受付開始13:30) | 会場 名護あけみおスカイドーム 会議室 |

### テーマ「労働力を確保するための働き方改革」

- なぜ今、働き方を変える必要があるのか？ ●日本や世界の「働き方」先進事例
  - 県内企業導入事例 ●「働き方の見直し」進め方の全体像と成功のポイント
- 〈定員〉30名 ②リーダー養成講座に参加予定の企業様は、2名以上のご参加をお勧めします。  
 〈講師〉株式会社 Life is Love 比嘉華奈江・吉村友見

## ② 「働き方改革推進リーダー養成講座」

参加費無料

- 〈参加資格〉上記①のセミナーに参加した企業、28年度沖縄県WLB推進事業主催の経営者向けセミナーに参加した企業  
 〈定員〉原則として1社から2名参加、計15社まで。対象は企業経営者、人事担当責任者、管理職の方々など  
 〈講師〉株式会社 Life is Love 比嘉華奈江・吉村友見

1回目 11月15日 水 時間 14:00~16:30 (受付開始13:30) 会場 沖縄産業支援センター (305会議室)

### テーマ「自社の現状と課題を把握する」

- 自社の現状と課題を抽出 ●こんな時、どう答える？ リーダーが聞かれる質問あれこれ

2回目 12月7日 木 時間 14:00~16:30 (受付開始13:30) 会場 沖縄産業支援センター (303会議室)

### テーマ「アクションプランの策定」

- 自社でどのように推進していくか アクションプランを策定する

主催：沖縄県（商工労働部 労働政策課）／企画運営：(株) Life is Love・(株) シェアードミックス

問合わせ：ワーク・ライフ・バランス事務局 (株) シェアードミックス内

TEL 080-3979-7739 FAX 098-988-9099

参加申込：セミナーの参加申込に関しましては、裏面をご覧ください。



アドバイザー派遣

# 人材確保・生産性向上に働き方改革を導入しませんか。

## 専門家を派遣致します。

派遣料  
無料

働き方改革支援の専門家が、多角的な視点でアドバイス致します。

### 経営者からの相談

働き方改革とは一体何をするのか？御社の経営戦略やビジョンとどう繋がるのか？等の疑問に、多角的な視点からお答え致します。

### 専門家によるヒアリング

まずは現状の把握を！御社の目指す目標に対しての現状把握から、課題を整理し、今後御社が何に取り組みと良いのかアドバイス致します。

### 社内研修①

働き方改革がなぜ必要か？真のワーク・ライフ・バランス実現とは何か？等、社員の皆様が共通認識を持てるように社内研修を致します。(1回30名様までの研修に限り)

### 社内制度の相談

多様な働き方を実現しながら、労働力を確保する為に効果的な制度について、アドバイス致します。

### 一般事業主行動計画策定支援

沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業取得を視野に入れ、上記行動計画を策定するお手伝いを致します。

### 社内研修②

女性活躍推進のコツや生産性向上の為にポイント等を、対象者別に社内研修を致します。(1回30名様までの研修に限り)

**対象企業** 沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業／ワーク・ライフ・バランス実現／女性活躍推進／生産性向上ダイバーシティの推進／働き方改革などに取り組みたい企業

### 専門家プロフィール



#### 比嘉 華奈江 (ひが かなえ)

- 株式会社Life is Love 代表取締役
- 株式会社ワーク・ライフ・バランス加盟コンサルタント
- 日本教育推進財団認定コミュニケーショントレーナー

県内企業様の働き方見直しコンサルティング実績多数。クライアント企業様は医療業・士業・不動産業・旅行業・製造販売業・IT通信業・建設業など多岐に渡る。また、コミュニケーショントレーナーとしてマネジメントを視野に入れた管理職研修やチームビルディングの研修などを行う。県内企業100社以上を支援。「残業を無くし、利益を出す働き方改革」の企業コンサルティング実績を多数持つ。



#### 吉村 友見 (よしむら ゆみ)

- 株式会社Life is Loveコンサルタント
- 株式会社ワーク・ライフ・バランス認定コンサルタント
- 社会保険労務士
- 大学非常勤講師

琉球大学大学院 博士前期課程修了  
研究テーマはドイツのワーク・ライフ・バランス。在学中、2度渡独し経営者や人事担当者へインタビュー調査を行った。「風土(職場環境)なくして制度なし」をモットーに、労務管理や職場の制度作りにとどまらず、制度が活用される職場環境改革のコンサルティングを行う。従来の「型」に採れない多様な働き方の提案を行う。

主催：沖縄県（商工労働部 労働政策課）／企画運営：(株) Life is Love ・ (株) シェアードミックス  
問い合わせ：ワーク・ライフ・バランス事務局 (株) シェアードミックス内

**TEL 080-3979-7739 FAX 098-988-9099**

参加申込：セミナーの参加申込に関しましては、裏面をご覧ください。



## 有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません

パートさんも  
加入できます

事業主と生計を一にする  
同居の親族のみを雇用する  
事業所の従業員も、次の条件を  
満たしていれば加入できます。

- 小規模企業共済制度に加入していないこと
  - 事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なこと
- ※掛金助成の対象となりません。

# ご存知ですか？ 中退共の退職金制度。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

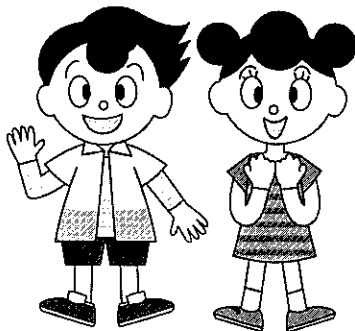
## 安心

国の制度だから  
安心・確実

掛金の助成を  
受けることができます

## 簡単

外部積立型だから  
管理がカンタン



詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

### 中退共制度のしくみ

#### ① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

#### ② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

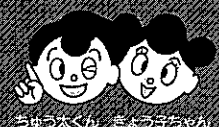
#### ③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう  
略称：中退共



ちゅうたいきょう きょうぎやん

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211



**NO!**  
**パワハラ**



パワハラ裁判事例、他社の取組など  
パワハラ対策についての総合情報サイト  
**あかるい職場応援団**

**今すぐ始める。パワハラ対策。**

厚生労働省 委託事業

**パワーハラスメント対策支援セミナー**  
**(参加費無料)**

職場でのいじめや嫌がらせ、パワーハラスメントが与える影響は深刻です。ひとたびパワハラが起こったら、企業は大きなダメージを受けます。パワハラ問題が起きる前に、予防対策を講じておくことが第一です。しかし、対策の必要性はわかるが、どう取り組めば良いのかわからない、という担当者の方も多いことでしょう。本セミナーでは、会社としてどのように取り組めば良いのか、何がポイントなのか、経験豊富な講師が具体的なノウハウをお伝えします。



日時・場所

●沖縄県(那覇市)

2017年12月15日(金) 13:30～16:30

沖縄県青年会館 梯梧の間

(那覇市久米2-15-23 TEL 098-864-1780)

受講料 無料

対象 企業のパワハラ対策担当者 50～80名程度(事前申込制・先着順)  
※個人の方のご参加はご遠慮頂いております。

プログラム 1. パワーハラスメント対策の導入にあたって  
2. パワーハラスメント対策の基本的枠組みの構築  
3. グループワーク 4. 質疑応答

テキスト 「パワハラ対策導入マニュアル」を配布いたします。

講師 21世紀職業財団 ハラスメント防止研修客員講師

**お申込みは WEBから**

WEB: 21世紀職業財団HP 厚生労働省委託事業パワハラ対策支援セミナー

<https://pawahara-seminar.jiwe.or.jp/events/>

主催 公益財団法人 21世紀職業財団  
後援 (一社)日本経済団体連合会(経団連)、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国社会保険労務士会連合会、(一社)日本産業カウンセラー協会



厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/>

# 治療と仕事の両立 支援の案内板 (事業主・社長さんへ)

病気で  
仕事を辞めよう  
と思っ  
て  
いませんか？


社員ががんと  
伝えてきたが  
どう対応しようか  
と迷っている

社員の  
がん治療を  
応援したい！

私たちは  
治療と仕事の  
両立を支援  
します！

沖縄県地域両立支援推進チーム 2017

# 両立支援チーム が発足しました!



# チームで 支援します!!

沖縄県地域両立支援推進チームは、治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、沖縄県下の関係団体がネットワークを構築し、既に行われている両立支援に係る取組を効果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図る目的で設置されました。



## 専門の相談機関

### ●沖縄産業保健総合支援センター(☎098-859-6175)

#### 【支援内容】

- ・企業関係者や産業保健スタッフを対象として、ガイドラインの解説や具体的な取組方法について研修会を開催
- ・治療と職業生活の両立に関する関係者からの相談対応
- ・両立支援促進員が企業を訪問し、治療と職業生活の両立理念に関する制度導入や教育などについて、具体的に支援
- ・患者(労働者)や事業者からの申出を受けて、患者の就労継続や職場復帰に関して事業者との治療と職業生活の両立に関する調整支援



### ●日本産業カウンセラー協会沖縄支部(☎098-975-6061)

【支援内容】・治療と仕事の両立支援を受けたい患者(労働者)の相談窓口(事前予約と相談料金が必要です。)

### ●特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会 連絡先:<http://www.j-cda.jp/hataarakikata/index.php>

### ●特定非営利活動法人 キャリアコンサルティング協議会 連絡先:[soudan@career-cc.org](mailto:soudan@career-cc.org)

【支援対象】・治療と職業生活の両立に悩んでいる就業者・休退職者

【支援内容】・1回30分の電話無料相談(通話料は相談者負担)



### ●沖縄県社会保険労務士会(☎098-863-3180)

#### 【支援内容】

- ・「労働」と「社会保険・年金」の専門家である社会保険労務士が、労働条件や規程整備、職場環境整備、各種助成金の申請、社会保険一般について相談対応いたします。ご相談内容に応じて窓口をご案内しますので、まずはお電話ください。

### ●ハローワーク那覇 長期療養者職業相談窓口(☎098-866-8609 42#)

【支援内容】・就職支援ナビゲーターがマンツーマンであなたの就職、キャリア形成を支援します。

### ●沖縄労働局助成金センター(☎098-868-1606)

【支援内容】・障害者雇用安定助成金(障害、治療と仕事の両立支援制度助成コース。)

## 医療機関等

### ●琉球大学医学部附属病院がん相談支援センター(☎098-895-1507)

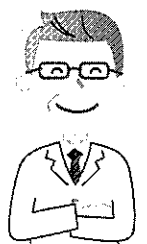
【支援内容】・がん患者への就労支援、社会保険労務士(両立促進員)や就労支援ナビゲーターとの連携

### ●(一社)沖縄県医療ソーシャルワーカー協会(☎098-866-5171)〈事務局:大浜第一病院〉

【支援内容】・復職や復学などの社会復帰の支援、傷病や障害の程度及び生活状況に応じたサービスの調整等(相談は無料です。秘密は厳守いたします。)

### ●沖縄県若年性認知症支援推進事業 若年性認知症相談窓口(☎098-943-4085)

【支援内容】・若年性認知症の方の就労支援、疾病特性に配慮した支援の紹介と社会参加の推進など。



## チーム所属機関一覧

厚生労働省沖縄労働局健康安全課/同職業安定課/同職業対策課/沖縄県保健医療部健康長寿課/沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課/一般社団法人沖縄県経営者協会/日本労働組合総連合会沖縄県連合会/一般社団法人沖縄県医師会/琉球大学医学部附属病院がんセンター/独立行政法人労働者健康安全機構沖縄産業保健総合支援センター/沖縄県社会保険労務士会/一般社団法人沖縄県医療ソーシャルワーカー協会/日本産業カウンセラー協会沖縄支部/特定非営利活動法人日本キャリア開発協会(特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会) 以上14機関

事務局：厚生労働省沖縄労働局労働基準部健康安全課(☎098-868-4402)

平成30年4月まで  
あとわずか！

## はじまります、「無期転換ルール」

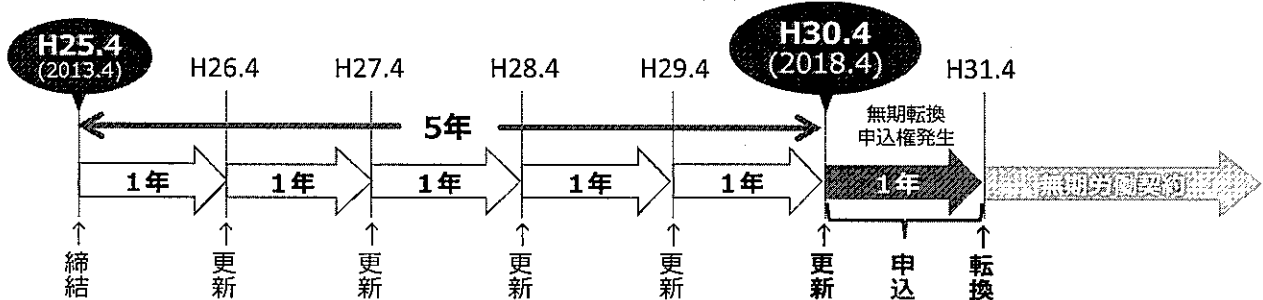
無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよ残り半年。

平成29年9月、10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。

### 無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

### 対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

### 企業の皆さまへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。


### 有期労働契約で働く皆さまへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

#### 雇止め について

無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

まずは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

 厚生労働省 都道府県労働局

## 「無期転換ルール」の導入手順

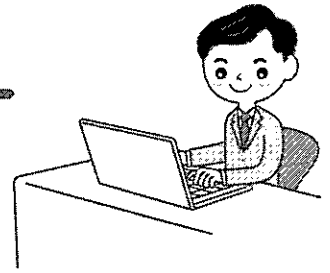
## STEP 1 有期契約労働者の就労実態を調べる

まずは、自社で働いている有期契約労働者の現状を把握しましょう。

- ◇ 有期契約労働者の人数、職務内容、月や週の労働時間、契約期間、更新回数、勤続年数（通算契約期間）、今後の働き方やキャリアに対する考え、無期転換申込権の発生時期などを把握しましょう。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- 労働契約等解説セミナー ● 有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック



## STEP 2 社内の仕事を整理し、無期転換後に任せる仕事を考える

次に、無期転換後にどのように活躍してもらうか考えましょう。

- ◇ 効果的な人事管理を行うため、中長期的な視点を持って検討しましょう。具体的には、無期転換後の労働条件の検討にあたり、①仕事の内容を分類し、②有期契約労働者の転換後の役割について整理しましょう。
- ◇ 有期契約労働者が無期転換した場合、従来の「正社員」との関係で役割や責任を明確にしておかないと、トラブルが発生する恐れがあります。労働条件を検討する際には、その点にも注意が必要です。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- キャリアアップ助成金 ● 先進的に無期転換ルール等を導入している企業事例集
- シンポジウム ● 中小企業に対するコンサルティング

## STEP 3 適用する労働条件を検討し、就業規則を作成する

- ◇ STEP 2において無期転換後の有期契約労働者の役割を明確にした上で、無期転換後の労働条件などの制度設計を行い、それに従って、就業規則を整備（既存の就業規則の改定、新規作成等）しましょう。
- ◇ 無期転換者用の就業規則を作成した場合には、これらの規定の対象となる社員を、正社員就業規則の対象から除外しておく必要があります。そのため、正社員就業規則の見直しも併せて検討しましょう。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- 無期転換ルール、多様な正社員に関するモデル就業規則

## STEP 4 運用と改善を行う

- ◇ 無期転換をスムーズに進める上で大切なのは、制度の設計段階から労使のコミュニケーションを密に行うことです。
- ◇ また、無期転換申込権について、有期契約労働者に対して事前に説明することが適切です。
- ◇ なお、有期労働契約から無期労働契約への転換時には、勤務地の限定がなくなったり、時間外労働が発生するなど、働き方に変化が生じる場合があります。このため、転換後も、円滑に無期転換が行われているかを把握し、必要に応じて改善を行う必要があります。

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ



# 若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。



認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

<認定マーク>

## Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

**A** ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」（4ページ参照）などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極のご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます（裏面参照）。 ① キャリアアップ助成金 ② 人材開発支援助成金 ③ トライアル雇用助成金 ④ 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）
5	日本政策金融公庫による低利融資	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から-0.65%での低利融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、成29年4月1日現在、中小企業事業1.21%、国民生活事業1.71%です。 ※ 適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikikigyou_m_t.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikikigyou_m_t.html</a>
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290707派若01

**Q** どのような企業が認定企業になることができますか？

**A** 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

**【認定基準】**

1	学卒求人※ <sup>1</sup> など、若者対象の正社員※ <sup>2</sup> の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※ <sup>3</sup>
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※ <sup>4</sup>
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことにより認定を辞退していないこと※ <sup>6</sup>	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ <sup>7</sup>	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

- ※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。
- ※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者及び他社の事業所で請負業務に従事する者は除きます。
- ※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。
- ※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。
- ※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。
- ※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。
- ※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

**Q** 認定企業になるには、どうすればよいですか？

**A** 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。  
また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。  
詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

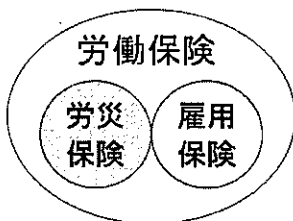


# 労働保険への加入はお済みですか？

## 11月は 「労働保険適用促進強化期間」です。

厚生労働省・沖縄労働局及び各労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）では、労働保険の「未手続事業の一掃」を主要課題と位置づけ、年間を通じて広報活動、加入勧奨に取り組んでいるところですが、11月を「労働保険適用促進強化期間」として集中的な広報・加入勧奨等を展開します。

労働保険の加入手続が未だお済みでない事業主の皆様におかれましては、速やかに最寄りの労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）において加入手続を行って下さいませようお願い致します。



労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、

労働者の生活の安定、福祉の増進等を図る目的に、国が直接管理運営している保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している事業主は、その労働者がパート、アルバイト、臨時職員等の名称を問わず、全て加入が義務付けられております。

各保険制度の概要を申し上げますと、

「労災保険」とは、

労働者が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、労災保険法に基づき事業主の皆様が代わって必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を補償し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

「雇用保険」とは、

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

労働保険成立手続きを怠っていた場合には・・・

労働保険成立手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的に成立手続を行わない事業主に対しては、行政庁の職務権限による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際は、遡って労働保険料を納めていただくほか、追徴金も併せて納めていただくこととなります。

また、事業主が故意または重大な過失により労災保険に係る保険成立届を提出していない期間中に労働災害が発生し、労災保険給付を行った場合は、遡って労働保険料等を納めていただくほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部を納付していただくこととなりますので、お早めに保険成立手続きを行っていただきますようお願い致します。

## 36 (サブロク) 協定のない残業は**法違反**です!!!

- あなたの会社では、労働者に時間外労働(法定労働時間※1を超えての労働)または休日労働(法定休日※2における労働)をさせることはありますか？

※1 原則として、1日8時間、週40時間です。

ただし、使用する労働者が常時10人未満の①商業、②映画・演劇業その他興行の事業(映画の制作の事業を除く)、③保健衛生業、④接客娯楽業においては、1日8時間、週44時間です。

※2 週に1日または4週に4日与える必要がある休日です。

- 残業させる場合には、「時間外労働・休日労働に関する協定」(いわゆる「36(サブロク)協定」)を締結し労働基準監督署長に届け出る必要があります。

## ～ 36協定の締結・届出のポイント ～

### 1 36協定は誰と締結するの？

- 36協定は「使用者」と「労働者の代表※3」とが締結します。

※3 「労働者の代表」とは、次の者をいいます。

- ① 労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合
- ② 上記①の労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者(以下のいずれにも該当する者)

- 監督または管理の地位にある者でないこと。

→ 部長、工場長、支店長などで、管理監督者に該当する方は、労働者の信任が得られていても、過半数を代表する者にはなれません。

- 過半数を代表する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続で選出された者(民主的な方法で選出された者)であること。

- 36協定は事業場(本社、支店、営業所など)ごとに締結することが必要です。

### 2 36協定はどのような内容なの？

36協定の内容は「労働時間の限度に関する基準(平成10年労働省告示第154号)」に適合している必要があります。(詳細はリーフレット「時間外労働の限度に関する基準」を参照ください。)

### 3 36協定は届出が必要なの？

36協定を事業場を管轄する労働基準監督署長に届け出なければ、36協定で定める時間外労働・休日労働を行わせることができません。

### 4 36協定は周知が必要なの？

36協定は、作業場の見やすい場所への掲示や備え付け、書面の交付などの方法により、労働者に周知する必要があります。



～ ご不明な点は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。～

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H29.1)

事業主の皆さまへ（ハローワークからのお知らせ）

# 雇用保険の届出に マイナンバーの記載が必要です。

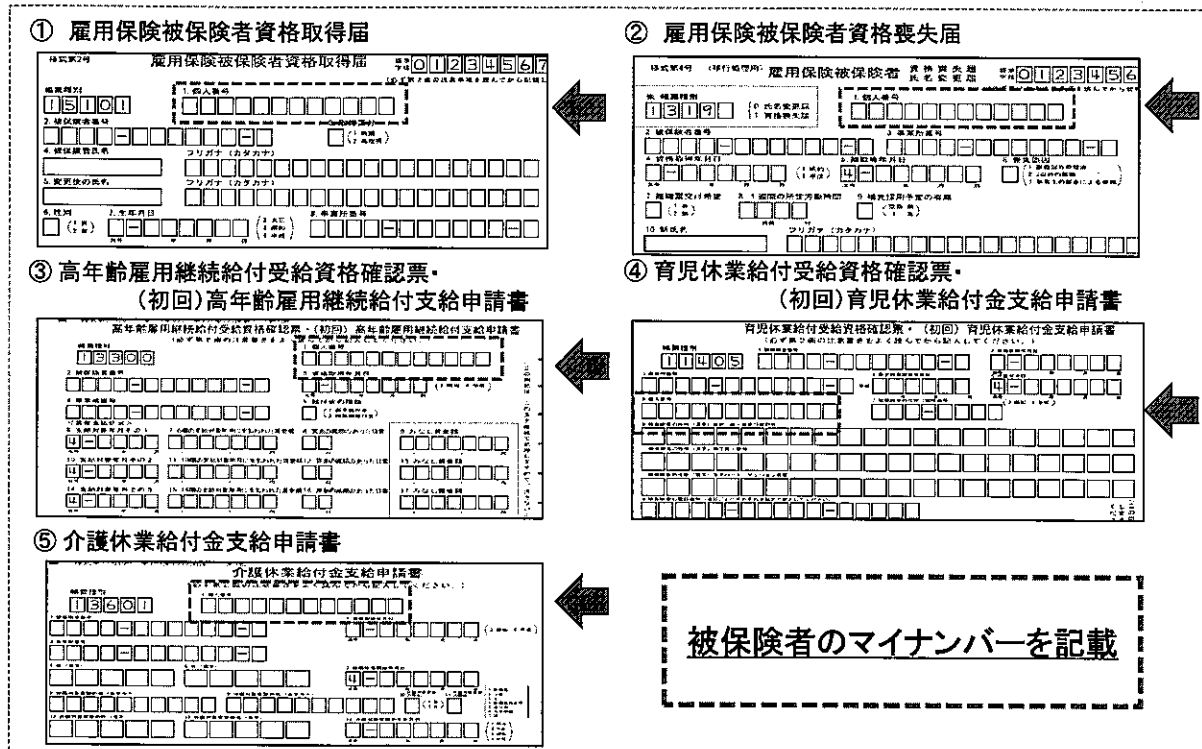


マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## 1 雇用保険の届出に必ずマイナンバーを記載してください

マイナンバーの記載が必要な届出・申請書などは次のとおりです。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
- ⑤ 介護休業給付金支給申請書



## 2 マイナンバー取得時には、厳格な本人確認を行ってください

従業員からマイナンバーを取得する際は、なりすまし防止のため、①番号確認（正しい番号であることの確認）、②身元（実在）確認（番号の正しい持ち主であることの確認）が必要です。  
なお、届出の際に写しの添付は不要です。

《本人確認の方法（概要）》

番号確認	身元（実在）確認
マイナンバーカード（マイナンバーカードは、番号確認と身元確認の両方に使えます）	
個人番号通知カード または 個人番号の記載のある住民票 （住民票記載事項証明書）	a～cのいずれか a 以下の書類のいずれか一つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書 b 以下の書類のいずれか一つ 写真付き身分証明書/写真付き社員証/官公署が発行した写真付き資格証明書など c a または b が ない場合は以下の書類から2つ以上 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書など

※雇用関係にあり雇入れ時などに運転免許証などにより身元（実在）確認を行っている場合で、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は、「身元（実在）確認書類」の提示は不要です。

※本人確認の具体的な内容は、厚生労働省のホームページに掲載しています。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

## 個別労働関係紛争のあっせん制度のご紹介 ～労働委員会が労使紛争の解決をお手伝いします～

当委員会では、個々の労働者(正社員、パート社員、派遣社員など)と使用者との間の労働条件、その他の労働関係に関するトラブルについて解決をお手伝いする「個別労働関係紛争のあっせん」を行っています。

### ◆「あっせん」はどのような制度ですか？

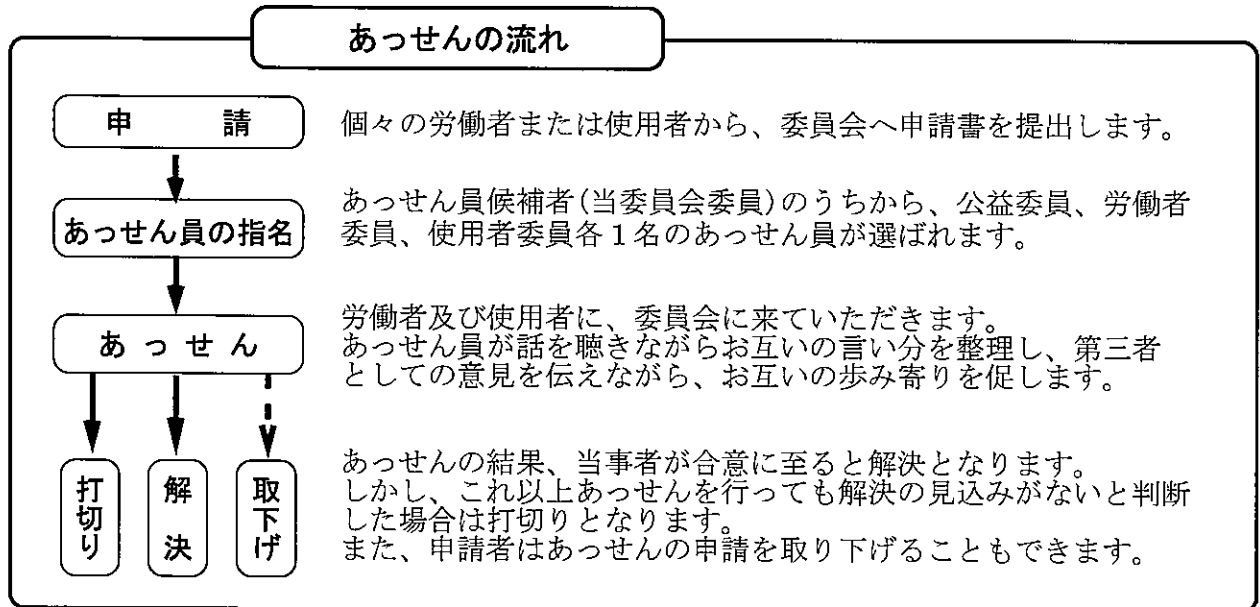
労働問題に関して経験豊かな、当労働委員会の3名の「あっせん員」が、労働関係紛争の生じた当事者からお話を伺い、双方の問題点を整理したうえで、助言等を行い、双方の歩み寄りによる解決の援助を行うものです。

### ◆あっせんの対象となる紛争は？

個々の労働者と使用者との間で起きた労働条件、その他労働関係に関するトラブルです。例えば、「解雇や配置転換に関する事」、「賃金や労働時間などの労働条件に関する事」、「いじめなどの職場環境に関する事」などです。

### ◆あっせん制度のメリットは何ですか。

- ・ 1か月程度での早期解決を目指し、調査やあっせんを迅速に実施します。
- ・ あっせん員が中立・公平な立場で解決を援助します。解決の援助にあたっては、当事者の意向を尊重し、話し合いでの解決に努めます。
- ・ 申請の手続きは簡単で、費用は無料です。



### ○講演会のお知らせ○

中央労働委員会及び都道府県労働委員会では、毎年10月を個別労働紛争処理制度周知月間としており、今年はその一環として次のとおり講演会を開催します。宮古・八重山にお住まいで興味のある方は、ぜひご参加ください。入場無料、事前申込み不要です。

テーマ：「働く人・雇う人～知っておきたい働くルール～」

宮古：10月5日(木) 午後7時から8時 沖縄県宮古合同庁舎2階講堂

八重山：10月11日(水) 午後7時から8時 沖縄県八重山合同庁舎2階大会議室

## 定年後の再雇用について

### 相談内容

わが社の定年は60歳と定められています。私も今年で60歳を迎えます。これまでわが社では定年後も働く人は出ていませんが、周囲の会社は、65歳まで雇用することになっているようです。私も65歳までは働きたいと思っていますが、可能でしょうか。その際の賃金や社会保険等は、どのようになっているのでしょうか。

### 相談回答

#### ポイント

- ・「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）により、定年後の継続雇用を希望する場合は、65歳まで雇用することが義務付けられています。
- ・労働時間が週30時間以上であれば社会保険の加入が義務づけられています。
- ・労働時間が週20時間以上であれば雇用保険の加入が義務づけられています。
- ・定年後の労働条件については、法的な規制はありませんので、経営者と働く人の双方での合意が必要です。

#### 解説

最近では平均寿命も伸びていること、みなさん健康なので60歳以降も働く人がほとんどです。また社会全体でも、働き手が必要ですので、会社も高年齢者に働いてもらいたいと考えています。

労働条件については、各企業で異なりますので、会社の方針を確認することが大切です。多くの企業では、次のような対応していますので、参考にして下さい。

- ・身分について 定年前と同じ正社員の場合もありますが、契約社員、再雇用社員、嘱託社員等の呼称の変更もあります。
- ・業務内容 定年前と同じ業務ですが、変更することもあります。
- ・肩書き 業務や会社の体制によって「継続する、継続しない」を定めています。
- ・労働時間 フルタイム、短時間、短日勤務等、業務や本人希望で選択も可能。
- ・給与 業務責任により定年前より減額することもあります。月給制、時給制など。在職老齢年金（働きながら受給できる年金、生年月日によって支給開始年齢の定めがある）をもらうことも可能です。
- ・手当・賞与 会社によって違いがあります。

初めての継続雇用の方は、後に続く後輩のモデルになりますので、よく検討することが大切です。労働条件については、早目に確認して、これからの働き方の計画を立てることをおすすめします。

お問合せ先「沖縄県女性就業・労働相談センター」

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

# 沖縄県労働経済指標

年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 (沖縄県)	完全失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H22=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率			
	千人	人	千人	人			千人	%	人	人		
平成18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	96.0	97.2
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	96.4	97.2
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	98.4	98.6
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	97.6	97.2
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	96.9	96.5
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	96.8	96.3
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	96.5	96.2
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	96.9	96.6
26年	32,582	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	99.3	99.2
27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	100.0	100.0
28年6月	33,958	295,351	14,946	115,630	33	4.6	27,372	25,954	0.95	2,190	100.0	99.9
7月	33,974	290,915	15,051	119,813	33	4.7	26,378	25,786	0.98	1,873	100.1	99.6
8月	34,002	291,215	15,066	120,162	27	3.9	26,376	26,174	0.99	1,801	100.3	99.7
9月	33,956	288,930	15,109	122,032	26	3.7	26,472	25,825	0.98	1,954	100.3	99.8
10月	33,975	290,101	15,154	120,864	26	3.6	25,985	26,043	1.00	1,879	101.1	100.4
11月	34,014	291,402	15,256	123,505	28	3.9	25,475	25,932	1.02	1,705	101.1	100.4
12月	33,991	291,799	15,404	122,503	23	3.2	23,779	24,833	1.04	1,588	100.7	100.1
29年1月	34,075	288,618	15,201	125,605	24	3.3	24,639	26,722	1.08	1,455	100.0	100.0
2月	33,991	291,164	15,211	121,168	28	3.9	27,068	30,058	1.11	2,274	100.1	99.8
3月	33,955	283,352	15,071	120,132	29	4.1	28,606	31,744	1.11	3,181	100.0	99.9
4月	34,681	293,119	15,091	121,188	27	3.8	28,254	30,363	1.07	3,142	100.3	100.3
5月	34,798	296,846	15,239	118,106	25	3.5	26,868	28,706	1.07	2,317	100.5	100.4
資料出所	県統計課					沖縄労働局					県統計課	

年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年	148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年6月	154.0	153.8	141.5	144.1	12.5	9.7	528,559	388,483	290,273	238,325	238,286	150,158
7月	151.5	150.5	139.0	140.8	12.5	9.7	426,928	310,129	290,078	238,314	136,850	71,815
8月	145.0	149.9	133.1	140.2	11.9	9.7	300,048	248,924	288,290	237,890	11,758	11,034
9月	148.8	149.1	136.3	139.6	12.5	9.5	295,620	239,962	289,120	236,557	6,500	3,405
10月	148.3	148.7	135.5	138.6	12.8	10.1	298,760	238,756	290,976	238,082	7,784	674
11月	150.5	148.4	137.4	138.8	13.1	9.6	310,696	247,127	290,747	237,812	19,949	9,315
12月	148.0	148.1	134.9	137.9	13.1	10.2	662,980	464,980	290,721	238,262	372,259	226,718
29年1月	139.2	146.3	126.9	136.4	12.3	9.9	301,049	238,279	288,063	237,449	12,986	830
2月	146.7	144.9	134.0	134.7	12.7	10.2	293,387	243,360	289,344	235,487	4,043	7,873
3月	150.3	155.2	137.2	144.2	13.1	11.0	313,276	253,087	291,429	242,290	21,847	10,797
4月	153.1	154.2	139.9	142.7	13.2	11.5	307,611	247,685	294,971	243,861	12,640	3,824
5月	144.7	149.9	132.4	139.3	12.3	10.6	302,893	245,205	289,051	239,285	13,842	5,920
資料出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 消費者物価指数は「平成27年基準」へと変更に伴い、平成28年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂。

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



---

「労働おきなわ」139号 (琉球労働から通巻213号)

2017年9月29日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2366 FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

発行人／宮平 道子

印刷所／有限会社アトム印刷

〒901-1303 与那原町字与那原3157-3

TEL(098)944-1355 FAX(098)944-1716

---

●バックナンバーURL● <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/20756.html>

